



フィールド サービス ニュース

富士重工業株式會社

本社：東京都新宿区

西新宿1-7-2

(スバルビル)

N O. F A N - 0 3 7 A

発行 50年10月30日

燃料計較正手順について

燃料計較正手順とその許容範囲についてお知らせ致します。

燃料計あるいは燃料計発信器を交換したとき、又は燃料系統に何らかの不具合（片減り等）の兆候が現われたときに燃料計のキャリブレーションを実施して下さい。

1. 燃料較正手順

- (1) 機体を安全な場所に定置し、車輪止めを実施する。
- (2) 機体にアース線を接続する。
- (3) 消火器を準備する。
- (4) サービスマニアル項目6-12に依り、燃料系統の清掃を実施する。
- (5) サービスマニアル項目2-3に依り機体前後方向及び横方向の水平を出し、ジャッキ、尾部支柱を固定する。
- (6) 燃料測定及び補給に必要な器材を準備する。（目盛付ピーカー、燃料受器材等）

注 意

燃料較正を実施する場合、火気に関し充分なる注意をはらわなければならない。

- (7) 機体周辺の安全を確認し、マスタ・スイッチを「ON」とする。

- (8) 左タンクに燃料を補給し、燃料計が「E」指示した時の搭載量を測定記録する。
- (9) 「E」測定後燃料計指針が「1/4」、「1/2」、「3/4」、「F」指示時の搭載量を測定記録する。
- (10) 「F」測定後、燃料補給口下面まで補給し、その搭載量を測定記録する。
- (11) 搭載後タンク。ドレーン口より燃料を排出し、燃料計指針が「F」、「3/4」、「1/2」、「E」指示時の排出量を測定記録する。
- (12) 右タンクについて前項(8)～(11)の手順に従って実施する。

注 意

1. 燃料較正試験の燃料搭載及び排出は左右タンク同時に行っても良い。
2. 外部電源接続口の装備機は外部電源を使用する。

2. 燃料較正許容範囲

燃料計の各指示点（F, 3/4, 1/2, 1/4, E）に於ける、排出時の燃料残量許容範囲は次表の通りである。

燃料計目盛	F	3/4	1/2	1/4	E
排出時の燃料残量許容範囲	26±2	19.6±2	13.4±2	7.0±2	2.0±1

上記測定記録を別添「燃料較正記録」を使用し、グラフの上限、下限から外れない事を確認する。

なお、排出時の燃料残量は下記により計算される。

$$\text{残量} = (\text{補給口下面までの搭載量}) - (\text{各計器指示における排出量})$$

A

A

F A - 2 0 0 燃 料 較 正 記 錄

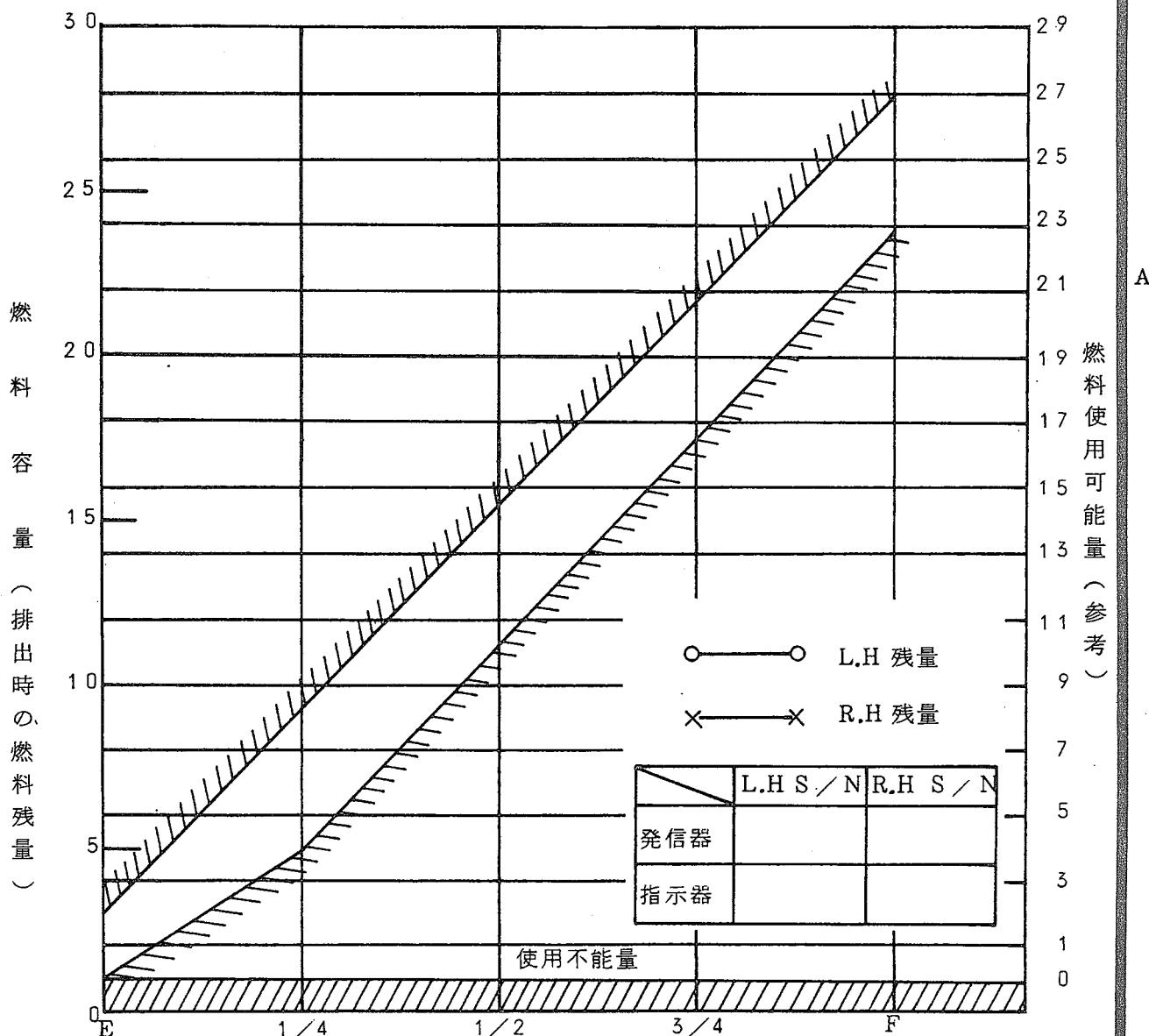
J A

(号)

年 月 日

燃料 計器 指示	容量	L. H. タンク			R. H. タンク		
		塔載量	排出量	残量	塔載量	排出量	残量
E							
1 / 4							
1 / 2							
3 / 4							
F							
補給口下面							

残量 = (補給口下面までの塔載量) - (各計器指示における排出量)



単位 : U. S. ガロン

FAN-037A

PAGE 3 OF 3